

添付法令資料 3 :

土地証書作成官のための顧客識別原則の適用に関する2022年12月26日付  
インドネシア共和国農地区画大臣及び国家土地庁長官規則No. 21 (目次)

同月 28 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 顧客識別原則
  - 第 1 節 通則 (第 2 条ないし第 4 条)
  - 第 2 節 顧客の本人確認
    - 第 1 款 通則 (第 5 条ないし第 14 条)
    - 第 2 款 簡易な顧客の本人確認 (第 15 条)
    - 第 3 款 詳細な顧客の本人確認 (第 16 条ないし第 18 条)
  - 第 3 節 顧客の検証 (第 19 条)
  - 第 4 節 顧客取引のモニタリング (第 20 条)
- 第 3 章 事業関係の終了 (第 21 条)
- 第 4 章 第三者により既に実施された顧客識別原則 (第 22 条)
- 第 5 章 取引記録及び情報システム (第 23 条及び第 24 条)
- 第 6 章 情報及び／又は文書の更新 (第 25 条ないし第 30 条)
- 第 7 章 コンプライアンスの監督 (第 31 条ないし第 33 条)
- 第 8 章 行政制裁 (第 34 条及び第 35 条)